

放射線防護の民主化フォーラム 連続ウェビナー
第12回 放射線防護の民主化に向けて：
みんなで考え、つくる基本勧告の方向性
(2025.10.22)

「ICRPの防護の基本原則の問題点、 市民のための放射線防護へ」

柿原 泰 (NPO市民科学研究室・低線量被曝研究会／東京海洋大学)

放射線防護の民主化フォーラム 提言(案)

- 提言案 「二つの前提」のうちの一つ目
「放射線防護3原則から市民の人権へ」の紹介
- ICRPの防護の基本原則とは？
- ICRPの防護の3原則は、転倒している
人々や環境を防護するため、ではなく、防護をしないため？
- 市民の被ばくを避ける権利（人権）の重視を前提とすべき

「今日の放射線被曝防護の基準とは、核・原子力開発のためにヒバクを強制する側が、それを強制される側に、ヒバクがやむをえないもので、我慢して受忍すべきものと思わせるために、科学的装いを凝らして作った社会的基準であり、原子力開発の推進策を政治的・経済的に支える行政的手段なのである」

（中川保雄『放射線被曝の歴史』1991年）

ICRP Publ. 146の特徴

- ICRPの防護の3原則（正当化、最適化、線量限度）
- ICRPの勧告（2007年勧告やPubl. 146）
被ばく状況による（**緊急時**、**現存**、計画）
参考レベル ← 線量限度は、平常時（計画被ばく状況）にのみ適用
- 事故 初期・中期・長期に分ける
- ステークホルダーの参画の必要性
- 共同専門知 専門家との協力
- 防護における倫理

ICRPの放射線防護の基本原則

ICRPの勧告 放射線防護体系は、次の一般原則に基づく

「正当化」「最適化」「線量限度」

1990年勧告（Publ. 60）（行為と介入に分けて）

→ 2007年勧告（Publ. 103）（被ばく状況に分けて）

「正当化」：被ばくを伴う行為によって引き起こす損害を相殺するに十分な便益を生むのでなければ、その行為を採用すべきでない。／線量を引き下げる介入の結果生じる損害の減少は、介入の害と社会的費用を含む諸費用とを正当化するのに十分なものであるべき（介入は、害よりも益のほうが大きいものであるべき）

「最適化」：経済的・社会的要因を考慮に加えたうえで、合理的に達成できるかぎり低く保つべき（ALARA）

「線量限度」：個人の線量（患者の医療被ばくを除く）は限度を超えるべきではない

ICRPの放射線防護の3原則 の転倒

「正当化」：もたらされる便益がリスクを上回る場合のみ認められる

← 防護をせず被ばくを正当化

「最適化」：ALARA 参考レベルの導入

経済的・社会的要因を考慮に入れたうえで

← 防護をせず被ばくを最適化した、合理的なものとする

「線量限度」：平常時（計画被ばく状況）のみに適用

← 原発事故後には適用しない、防護をせず限度を超える被ばく
（緊急時被ばく状況、現存被ばく状況）

市民のための放射線防護へ

「正当化」「最適化」の原則

被ばく状況により分けて、参考レベルの導入

← 市民のための放射線防護にならない

「線量限度」：（LNTからすると、数値基準が妥当なものではないが）

← 原発事故後（緊急時、長期汚染地域）でも、超えてはならない
ものとしての限度は維持し、さらに低くするようにすべき

被ばくをもたらした側の責任（防護策の実行、補償）の追及、
市民の被ばくを避ける権利の重視へ

(補) 功利主義

(参考：『哲学史入門 IV』NHK出版新書、2025年

「最大多数の最大幸福」

- 功利主義に対するよくある誤解
「利己主義」ではない
- 帰結主義
結果オーライではなく、結果の予測にもとづき善悪を判断する
(結果の予測は妥当か?)
- 平等性の原則 (万人を平等に)
(cf. 社会学で、受益圏・受苦圏)